名張市における公共施設、イベント、会合等の

新型コロナウイルス感染症への対応について

　　令和３年４月２７日

名張市新型コロナウイルス感染症対策本部

国及び三重県は、現状の感染状況やこれまで得られた知見を踏まえて、感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底的な感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていくこととし、令和２年１２月１日以降のイベントの開催制限の見直しを行いましたが、直近の感染の拡大状況を踏まえ、三重県が令和３年４月２６日に緊急警戒宣言（令和３年４月１９日発出）の改訂版及び三重県指針の改訂を発出したことから、一部見直しを行いました。

これを受け、本市においても、国、県に準じた基準に見直すこととし、令和２年

１２月１日から令和３年５月１１日までの間、下記の基準により、対応することとします。令和３年５月１２日以降の取扱いについては、国、県から改めて方針が示された時点で、対応を決めていきますが、感染状況等により、期間内においても必要な見直しを行う場合があります。

公共施設の運営、イベント・会合等の実施においては、引き続き、感染症対策に万全を期すこととします。家庭内での感染防止対策や最近の感染事例をふまえた全世代での感染防止対策を徹底していただくとともに、一人の人から多くの人に感染を拡大させるおそれがあることから、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような環境である「三つの密」の回避や、「人と人との一定の距離（２m程度）の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染防止対策の徹底など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を定着させながら、「持ち込まない、広げない」慎重な行動をお願いします。あわせて、『感染リスクが高まる「５つの場面」』、『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』（新型コロナウイルス感染症対策分科会からの提言）を積極的に取り入れ、実践いただくとともに、主催者の存在しない季節の行事など（花見、クリスマス、大晦日、初日の出など）に参加する場合は、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、不特定多数が密集する、大声の発声を伴う可能性が高いと考えられる場合は、参加を控えてください。行事においての大量または長時間・深夜にわたる飲酒や飲酒後の行事への参加は控えてください。屋外で実施する場合であっても、大人数、長時間となる飲食は、感染防止対策が徹底できない場合は避けてください。

また、感染拡大防止に向け、接触確認アプリ「ＣＯＣＯＡ（ココア）」（厚生労働省）や接触確認システム「安心みえるＬＩＮＥ」（三重県）を周知、啓発し、活用いただきますようお願いします。

記

**１．イベント・会合等における基本的な考え方**

**「感染防止対策」を講じることを前提に、以下の参加人数を目安として、開催をすることができることとします。**

1. イベント等開催の目安

|  |  |
| --- | --- |
| （ア）人数上限 | (イ)収容率 |
| ○収容定員10,000人超⇒収容定員の50%○収容定員10,000人以下⇒5,000人 | **大声での歓声・声援等がない**ことを前提としたイベント（クラシック音楽コンサート、演劇、展示会など）100%以内

|  |
| --- |
| **飲食を伴うが発声のないもの** |

【収容定員がない場合は、最低限人と人が接触しない程度の間隔を空ける。】 | **大声での歓声・声援等が想定**されるイベント（ロック、ポップコンサート、スポーツイベント等）50%以内【収容定員がない場合は、十分な間隔(1m以上)を空ける。】 |

◎開催規模について、次の（ア）、（イ）の人数のいずれか小さい方を限度とします。

（ア）人数上限の目安

○イベント主催者及び施設管理者の双方が「別紙1『感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染防止対策）』」の取組が記載された業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに則った対策を行い、かつ、その取組が公表されている場合は、

・収容定員が10,000人を超えるものについては、収容定員の50%

・収容定員が10,000人以下のものについては、5,000人

を参加人数の上限とします。

業種ごとの感染拡大予防ガイドラインが無い場合は、別紙1の取組を記載したガイドラインを作成、公表し、対策を行う場合に、上記参加人数を上限とします。

（イ）収容率の目安

○**大声での歓声、声援や歌唱等がないことを前提としたイベント**

別紙1の取組が徹底されていることを前提として

・収容定員の100%を上限とします。

・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、「密」となる状況が発生しないよう(最低限人と人が接触しない)間隔を空けることとします。

・飲食を伴うイベントについては、下記「大声での歓声、声援や歌唱等が想定されるイベント」と同様の取扱いとしますが、イベント中の発声がないもので「別紙２『各種イベント例』」に記載の条件が担保される場合は大声等がないものとみなします。

○**大声での歓声、声援や歌唱等が想定されるイベント**

別紙1に留意し、感染防止対策が徹底されていることを前提として

・収容定員の50%を上限とします。

・固定席がある場合は座席を前後左右の1席は空けることとしますが、グルー

プで参加している場合は、少なくともグループごと(5名以内)で前後左右の　1席は空けてください。結果として50%を超えることもあります。

・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、十分な間隔

（１ｍ以上)を空けることとします。

※大声での歓声、声援の有無については、これまでの開催実績における実態や

類似のイベントにおける大声での歓声、声援等の有無により判断してください。

具体的なイベント例については別紙2をご確認ください。

※入退場時や区域内での感染防止にかかる適切な行動の確保ができないイベントは、「（2）祭り、花火大会、野外フェスティバル等の開催等」によることとします。

※（ア）（イ）について、それぞれの条件が満たされていない場合は、これまで

　と同様、参加人数５，０００人以下、かつ、屋内では収容率50%以内、屋外

では人と人との距離を十分確保できる間隔(できれば2m)をとれる人数を上

限とします。

（２）祭り、花火大会、野外フェスティバル等の開催

・祭り、盆踊り等、人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものを開催しようとする場合については、（１）にかかわらず、適切な感染防止対策（発熱や感冒症状がある者の参加自粛、「三つの『密』」の回避、行事の前後の「三つの『密』」の生ずる交流の自粛等）を講じた上で開催していただくようお願いします。

・広域的に参加が見込まれる行事や、参加者や見物人の移動を伴う行事など、参加者の把握が困難なものについては、中止・延期をご検討ください。

・ただし、区画あたりの人数制限、誘導人員の配置、飲食の制限、大声を出さないことの担保など別紙１⑮の取組が確実に実施され、入退場や区域内の行動管理が適切に行える場合については、開催可能とします。

**２．感染防止対策について**

**収容率及び人数上限の緩和について、それぞれの条件が満たされていない場合は、これまでと同様、参加人数５，０００人以下、かつ、屋内では収容率50%以内、屋外**

**では人と人との距離を十分確保できる間隔(できれば2m)をとれる人数が上限となりますので、引き続き、感染防止対策をお取りいただくようお願いします。**

1. 発熱等の風邪の症状がみられる方は、公共施設等の利用やイベント・会合等への参加を行わないよう徹底を図ること。

また、三重県の緊急警戒宣言を踏まえ、県外にお住まいの方は、参加を避けていただくようご協力をお願いすること。名張市以外の県内にお住まいの方は、参加について今一度必要性、安全性を検討いただき控えていただくようご協力をお願いすること。

（２）公共施設等の利用やイベント・会合等に参加する前には、検温及び風邪症状の有無を自己確認していただくようお願いすること。入場時の検温等については、可能な範囲で、実施すること。

（３）利用者・参加者への手洗いや咳エチケットを徹底すること。

（４）アルコール消毒液を設置すること。

（５）ホールやトイレなど多くの利用者等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、適宜、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つこと。

（６）感染のリスクへの対応を徹底すること。

①　三つの「密」を回避すること。

集団感染が生じた共通点を踏まえると、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）②密集場所（多くの人が密集している）③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という「三つの密」がある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられているため、入退場時、休憩場所、待合場所等で「三つの密」となることを避けること。

②　人と人との距離を確保すること。

　会場への出入り等の移動を含め、施設や会場内での、人と人との接触を避けるため、座席の間隔などについて十分な距離（１ｍ以上。できる限り２ｍを目安に）を確保できるようにすること。

演者等が発声する場合は、舞台から観客までの距離についても２ｍ以上の距離を確保すること。

③　換気を徹底すること。

会場、ホール等のこまめな換気を実施すること（可能であれば２方向の窓を同時に開けること）。その際、衣服等による温度調節にも配慮すること。

④　マスクを着用すること。

公共施設等での活動、イベント、会合等の実施上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領で原則マスクの着用をお願いすること。

（７）利用・参加に当たり、協力をお願いすること。

①　貸館等については、「三つの密」を避けること。また、上限人数や収容率等に関わらず、「市民活動等における新型コロナウイルス感染拡大防止のためのガイドライン」等を参考に、慎重に検討いただくようお願いすること。

②　施設の利用、イベント・会合等の参加をされる方には、感染拡大を防止するため、事前の名簿等の作成にご協力をいただき、連絡が取れるように努めること。

③　利用した施設や参加したイベント・会合等で感染が発生した場合、保健所などの聞き取りにご協力いただくこと。

④　イベント・会合等の終了後、懇親会等は自粛をお願いすること。

⑤　スマートフォンを活用した「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」（厚生労働省）は感染の可能性をいち早く知ることができ、また「安心みえるＬＩＮＥ」（三重県）に登録し、ＱＲコードを会場等に掲示するとともに利用を呼びかけるなどで、感染拡大防止につながることが期待されますので、活用を検討、案内すること。

**３．利用者又は職員が感染者の濃厚接触者又は感染者となった場合の対応**

|  |  |
| --- | --- |
| 利用者の中に、感染者又は濃厚接触者がいることが判明した場合 | １　施設の対応情報を入手した時点で直ちに施設を閉鎖することとします。施設については、利用者が感染者と判明した場合又は濃厚接触者がＰＣＲ検査の結果、陽性と判明した場合には、保健所と調整の上、全館消毒を行うこととします。２　利用者の把握等当該濃厚接触者や感染者の利用日以降の施設利用者については、保健所と調整の上、主催者等への連絡ができるよう準備をします。３　施設の職員当該感染者又は濃厚接触者と接した職員については、在宅勤務とします。この場合、当該濃厚接触者がＰＣＲ検査で陰性の場合は、保健所の指示に従い、復帰させることができることとします。 |
| 職員が感染者又は濃厚接触者となった場合 | １　施設の対応情報を入手した時点で直ちに施設を閉鎖することとします。施設については職員が感染者と判明した場合又は濃厚接触者でＰＣＲ検査の結果、陽性と判明した場合には、保健所と調整の上、全館消毒を行うこととします。２　利用者の把握等当該職員の感染経路が特定でき、罹患が疑われる日が特定された場合には、保健所と調整の上、罹患が疑われる日以降の主催者等への連絡ができるよう準備をします。３　施設等職員当該職員と執務場所が同一であった職員については、在宅勤務とします。この場合、当該職員がPCR検査で陰性の場合は、保健所の指示に従い、復帰させることができることとします。 |

**４　その他**

　・この対応の適用期間は、令和３年５月１１日までとし、５月１２日以降の取扱いについては、国、県の方針に基づき検討します。

　・国・県の動向、市内外の感染状況を踏まえ、適宜見直しを行います。

別紙１　感染防止のチェックリスト

（イベント開催時の必要な感染防止策）

|  |
| --- |
| **１　徹底した感染防止等(収容率５０％超で開催するための前提)** |
|  | マスク着用の担保（常時着用） | ・マスク着用状況が確認でき、個別に注意等を行い、常時着用を求める。* マスクを持参していない者がいた場合は、主催者側で配布・販売
 |
| ② | 大声を出さないことの担保 | ・大声を出す参加者がいた場合、個別に注意等ができる。※　隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提)※　演者が発声する場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低２ｍ) |
| **２　基本的な感染防止等** |
| ③ | 1. ～②の奨励
 | ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める)※マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う。※大声を出す参加者がいた場合等、個別に注意等を行う。※スポーツイベント等でのラッパ等の鳴り物を禁止する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　等 |
| ④ | 手洗 | ・こまめな手洗の奨励 |
| ⑤ | 消毒 | ・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒 |
| ⑥ | 換気 | ・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気 |
| ⑦ | 密集の回避 | ・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避＊必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ、収容人数を制限 |
| ⑧ | 身体的距離の確保 | ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保（グループとグループの間は１席、（立席の場合は１ｍ以上）空ける）・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を２ｍ以上確保・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔の確保（最低限、人と人とが触れ合わない程度の距離） |
| ⑨ | 飲食の制限 | ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限・収容率が５０％を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛。ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定の要件を満たす場合に限り飲食可・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底・過度な飲酒の自粛 |
| ⑩ | 参加者の制限 | ・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置＊ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、十分周知している場合は払い戻し不要 |
| ⑪ | 参加者の把握 | ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握・「安心みえるLINE」や接触確認アプリ(COCOA)の利用奨励＊アプリのＱＲコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入 |
| ⑫ | 演者の行動管理 | ・有症状者は出演・練習を控える・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（接触が防止できないイベントは開催を見合わせる）・合唱等、発声する演者間での感染リスクへの対処 |
| ⑬ | イベント前後の行動管理 | ・イベント前後の感染防止の注意喚起＊可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進 |
| ⑭ | ガイドライン遵守の旨の公表 | ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、ホームページ等で公表 |
| **３　イベント開催の共通の前提** |
| ⑮ | 入退場やエリア内の行動管理 | ・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討＊来場者の区画を限定し、管理した花火大会等は可ただし、以下の条件がすべて担保される場合に限る。1. 身体的距離の確保（区画当たりの人数制限、適切な対人距離の確保等）
2. 密集の回避（混雑状況のモニタリング・発信、誘導人員の配置、時差・分散措置を講じた入退場等）
3. 飲食制限
4. 大声を出さないことの担保
5. 催物前後の行動管理
6. 連絡先の把握
 |
| ⑯ | 地域の感染状況に応じた対応 | ・大規模イベントは、必要に応じ事前に県と相談・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応 |

別紙２　　各種イベント例

**大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベントの例**

|  |  |
| --- | --- |
| 音楽 | クラシック音楽(交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等)、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート |
| 演劇等 | 現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等 |
| 舞踊 | バレエ、現代舞踊、民族舞踊等 |
| 伝統芸能 | 雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞等 |
| 芸能・演芸 | 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等 |
| 公演・式典 | 各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式等 |
| 展示会 | 各種展示会、商談会、各種ショー |

**大声での歓声・声援等が想定されるイベントの例**

|  |  |
| --- | --- |
| 音楽 | ロックコンサート、ポップコンサート等 |
| スポーツイベント | サッカー、野球、大相撲等 |
| 公営競技 | 競輪、競艇(競馬、オートレース) |
| 公演 | キャラクターショー、親子会公演等 |
| ライブハウス・ナイトクラブ | ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント |

※　上記は例示であり、どちらに該当するかは、実際のイベントの内容や状況による判断となります。

※　イベント中に食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等が想定されるもの」とします。

【飲食を伴うものの発声がないイベント】（映画館における上映等）

別紙１『感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染防止策）』に加え、以下の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提に収容率の上限を100％とします。

・飲食時以外のマスク着用徹底のアナウンスと着用厳守

・イベント前後、休憩時など会話が想定される場面での飲食禁止

・十分な換気（二酸化炭素濃度1,000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30㎥/時/人以上に設定されており、かつ、当該換気量が実際に確保されていること）

・飲食時間の短縮（長時間の飲食が想定されうる場合は、飲食時間短縮のための措置を講ずるよう努める）